

岩手県告示第554号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定に基づき、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が次のとおり成立した。

平成24年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市公園の名称並びに道路の種類及び路線名
 - (1) 都市公園の名称 岩手県立花巻広域公園
 - (2) 道路の種類及び路線名 花巻市道金矢・広域公園線
 - 2 兼用工作物の位置及び範囲 花巻市金矢第5地割209番1地先から1419番1地先まで（別紙図面のとおりに。）
 - 3 兼用工作物の管理者
 - (1) 都市公園管理者 岩手県知事 達増拓也
 - (2) 道路管理者 花巻市長 大石満雄
 - 4 管理の内容
 - (1) 都市公園管理者が行う管理 車道以外の部分の除雪及び補修、車道以外の部分に係る行政処分、専ら道路専用施設以外の部分の災害復旧並びに車道の補修（簡易なものを除く。）
 - (2) 道路管理者が行う管理 車道の除雪及び補修（簡易なものに限る。）、車道に係る行政処分並びに専ら道路専用施設の災害復旧
 - 5 管理の期間 平成24年7月10日から都市公園及び道路の存続する日まで
- 備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部花巻土木センター並びに花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。